

別表（第5条関係）

大野市子育て世代にやさしい企業認定基準

取組分野	取組事項	配点
(1)従業員に対する仕事と子育ての両立支援を行っていること。	1 法定を上回る就業規則の制定（産前産後休暇・育児休業期間延長、勤務時間短縮など）	1
	2 ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発による労働時間の削減	1
	3 男性の育児休業の取得促進	1
	4 産休・育休後の継続就業の実績	1
	5 子育て相談、育児休業中の従業員に対する情報提供	1
	6 育児教室や学校行事などへの参加促進	1
	7 事業所内への保育施設・託児室・授乳コーナーの設置による子育てバリアフリーの促進	1
	8 その他子どもがいる従業員に対する子育てしやすい労働条件の整備	1項目につき1点
(2)企業の取組として子どもと子育て世代の支援を行っていること。	1 一般事業主行動計画の策定	1
	2 子育てに配慮したサービスの提供・製品の開発	1
	3 子育て支援に関する研修等の開催	1
	4 出産育児で離職した女性の雇用	1
	5 ひとり親家庭の父母の雇用	1
	6 若者の安定的な雇用	1
	7 子育て世代の雇用促進	1
	8 多子世帯に対する援助の実施（2人目以降出産の場合祝い金、商品割引など）	1
	9 その他企業が取り組む子育てしやすいまち及び職場環境の整備	1項目につき1点
(3)地域の子育て活動との協働による支援を行っていること。	1 地域における子育て支援活動への労働者の参加	1
	2 青少年健全育成の取組	1
	3 子ども110番の家、子どもSOSの家の指定	1
	4 子どもの職業体験の提供	1
	5 その他特色ある子育て支援の取組	1項目につき1点

2分野以上に取り組み、合計点が5点以上の場合認定対象とする。